

NanoTerasu シェアリング 2000 利用要綱

(令和 5 年 12 月 19 日経済局長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、3 GeV 高輝度放射光施設 NanoTerasu（以下「ナノテラス」という。）の利用に関し、本市が有する年間 2,000 時間の権利（以下「本市利用権」という。）に基づき、第三者がナノテラスを利用する場合の手続その他必要な事項について定めるものとする。

(承認)

第 2 条 次の各号に掲げる者は、本市の承認を受けて、本市利用権の範囲内でナノテラスを利用することができる。

- (1) 国内に事業の用に供する施設を置く法人等（法人格を有しない社団等であって、代表者の定めがあり、かつ、ナノテラスの産業利用を目的とする者を含み、大学、国立試験研究機関及び独立行政法人を除く。）
- (2) 国内の公設試験研究機関（地方公共団体に置かれる試験所、研究所その他の機関(学校教育法(昭和22年法律第26号)第 2 条第 2 項に規定する公立学校を除く。)及び地方独立行政法人であって試験研究に関する業務を行う者）
- (3) 国内の高等学校等（学校教育法第 1 条に規定する学校のうち、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校の本科）
- (4) その他市長が適当と認める者

(欠格事由)

第 3 条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条の承認を受けることができない。

- (1) 暴力団(仙台市暴力団排除条例(平成 25 年仙台市条例第 29 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団という。)又はその構成員の統制の下にある者
- (2) 法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告(当該申告の義務を有する者に限る。)を行っていない、または、本市の市税を滞納している者
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中である者
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中である者

(申請)

第 4 条 第 2 条の承認を受けようとする者は、必要書類を添えて市長に申請しなければならない。但し、市長が特に認める場合はこの限りでない。

(承認基準)

第 5 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、当該申請が別に定める基準に適合すると認めるときは、同条の承認をするものとする。

（施設の予約）

第6条 第2条の承認を受けた者（以下「利用予定者」という。）は、ナノテラスの予約を自ら行うものとする。

2 前項の予約は、ナノテラスの運営団体である一般財団法人光科学イノベーションセンター（以下「財団」という。）が定めるところにより行うものとする。

（予約の取消し）

第7条 前条第1項の予約を取り消すときは、利用予定者は、財団へ申し出るとともに市長に報告しなければならない。

2 財団の定めるところにより前項の規定による予約の取消しに伴いキャンセル料が発生するときは、利用予定者は、当該キャンセル料を財団へ支払わなければならない。

（利用および利用料の支払い）

第8条 利用予定者は、財団の定めるところによりナノテラスを利用し、かつ、利用に係る料金を期日までに財団に支払わなければならない。但し、市長が特に認める場合はこの限りでない。

（利用報告）

第9条 利用予定者は、ナノテラスを利用した後においては、市長にその利用に係る報告を行うものとする。

2 前項の報告の提出期限は、ナノテラスを利用した日又はナノテラスを複数日にわたり利用する場合には利用した最終日から起算して、90日を経過した日までとする。

（利用報告の延期）

第10条 知的財産権の取得を意図している等の理由により、前条第2項の提出期限の延長を希望するときは、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請が適当と認めるときは、前条第2項の規定に関らず、提出期限の延長を認めるものとする。

（賠償責任）

第11条 この要綱によりナノテラスを利用する者が、その利用により生じさせた損害は、当該者がその賠償をするものとする。

（委任）

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（実施期日）

この要綱は、令和5年12月21日から実施する。

附 則（令和 6 年 9 月 9 日改正）

この改正は、令和 6 年 10 月 1 日から実施する。

附 則（令和 7 年 3 月 25 日改正）

この改正は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（令和 7 年 9 月 22 日改正）

この改正は、令和 7 年 10 月 1 日から実施する。